

令和 8 年 2 月 定例会

議 案 説 明 資 料

(第 2 次追加提案分)

総 務 部

令和8年2月定例会議案説明資料目次

総務部

【予算関係以外】

(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
第81号	職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例	行政体制整備局 人事企画課	3

条 例 名 等	職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する 条例
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 物価の上昇等経済社会情勢の変化に鑑み、職員等の出張に係る旅費について、宿泊費基準額を見直す等所要の改正を行う。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 職員の旅費等に関する条例の一部改正 宿泊費基準額及び宿泊手当の額を国家公務員のうち職務の級が10級以下の者に適用される額とする。</p> <p>(2) 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正 ア 知事、副知事及び政策統轄監に係る宿泊費基準額を国家公務員のうち指定職職員等に適用される額とする。 イ その他所要の規定の整備を行う。</p> <p>(3) 施行期日等 ア 施行期日は、令和8年4月1日とする。 イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

職員の旅費等に関する条例及び鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の旅費等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>国家公務員等の旅費に関する法律施行令(令和6年政令第306号。以下「政令」という。)</u>第9条に規定する<u>宿泊費の額のうち政令第1条第2項第3号に規定する職務の級が10級以下の者に適用される額</u>(以下「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>政令第11条に規定する宿泊手当の額</u>とする。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(宿泊費)</p> <p>第19条 宿泊費の額は、<u>別表の区分欄に掲げる宿泊先の区分に応じ、それぞれ宿泊基準額の欄に定める額</u>(以下「宿泊費基準額」という。)のとおりとする。ただし、宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p>(宿泊手当)</p> <p>第20条の2 宿泊手当の額は、<u>1夜当たり2,400円</u>とする。</p> <p>2～4 略</p> <p><u>別表(第19条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">宿泊費基準額(1夜につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県、東京都、京都府</td> <td style="text-align: right;">19,000円</td> </tr> <tr> <td>福岡県</td> <td style="text-align: right;">18,000円</td> </tr> <tr> <td>千葉県</td> <td style="text-align: right;">17,000円</td> </tr> <tr> <td>神奈川県、新潟県</td> <td style="text-align: right;">16,000円</td> </tr> <tr> <td>香川県</td> <td style="text-align: right;">15,000円</td> </tr> <tr> <td>熊本県</td> <td style="text-align: right;">14,000円</td> </tr> <tr> <td>北海道、岐阜県、大阪府、広島県</td> <td style="text-align: right;">13,000円</td> </tr> <tr> <td>山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県</td> <td style="text-align: right;">12,000円</td> </tr> <tr> <td>青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、</td> <td style="text-align: right;">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	宿泊費基準額(1夜につき)	埼玉県、東京都、京都府	19,000円	福岡県	18,000円	千葉県	17,000円	神奈川県、新潟県	16,000円	香川県	15,000円	熊本県	14,000円	北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円	山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円	青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円	宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、	10,000円
区分	宿泊費基準額(1夜につき)																						
埼玉県、東京都、京都府	19,000円																						
福岡県	18,000円																						
千葉県	17,000円																						
神奈川県、新潟県	16,000円																						
香川県	15,000円																						
熊本県	14,000円																						
北海道、岐阜県、大阪府、広島県	13,000円																						
山梨県、兵庫県、宮崎県、鹿児島県	12,000円																						
青森県、秋田県、茨城県、富山県、長野県、愛知県、滋賀県、奈良県、和歌山県、高知県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	11,000円																						
宮城県、山形県、栃木県、群馬県、福井県、	10,000円																						

岡山県、徳島県、愛媛県	
岩手県、石川県、静岡県、三重県、島根県	9,000円
福島県、鳥取県、山口県	8,000円

(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例(平成19年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p>(その他の<u>者</u>の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び<u>知事等のうち第4条第2項の規定の適用を受ける者</u>の給与の支給については、知事が別に定める。</p> <p>2～4 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定める<u>内国旅行(職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第2条第1号に規定する内国旅行をいう。)</u>に係る鉄道賃及び船賃並びに<u>宿泊費の額</u>のほか、<u>同条例第1条に規定する職員</u>(次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1</u> 知事、副知事及び政策統轄監</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>2</u> 知事等のうち前項に掲げ</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	<u>1</u> 知事、副知事及び政策統轄監	略		<u>2</u> 知事等のうち前項に掲げ			<p>(その他の<u>知事等</u>の給与)</p> <p>第4条 略</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 専門委員、附属機関の委員その他の構成員、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙立会人、審査分会立会人及び<u>その他の知事等</u>の給与の支給については、知事が別に定める。</p> <p>2～4 略</p> <p>(旅費)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 知事等に支給する旅費の額は、別表第2に定める<u>もののほか、職員の旅費等に関する条例(昭和45年鳥取県条例第48号)第1条に規定する職員</u>(次項において「一般職の職員」という。)の例による額とする。</p> <p>3 略</p> <p>別表第2(第7条関係)</p> <p>1 鉄道賃及び船賃</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>鉄道賃</th> <th>船賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事、副知事及び政策統轄監</td> <td colspan="2">略</td> </tr> <tr> <td><u>その他</u> <u>の知事等</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	鉄道賃	船賃	知事、副知事及び政策統轄監	略		<u>その他</u> <u>の知事等</u>		
区分	鉄道賃	船賃																	
<u>1</u> 知事、副知事及び政策統轄監	略																		
<u>2</u> 知事等のうち前項に掲げ																			
区分	鉄道賃	船賃																	
知事、副知事及び政策統轄監	略																		
<u>その他</u> <u>の知事等</u>																			

る者以外 の者	
2 宿泊費	
区分	宿泊費基準額
1 知事、副知事及び政策 統轄監	国家公務員等の 旅費に関する法 律施行令（令和 6年政令第 306 号）第9条に規 定する宿泊費の 額のうち同令第 1条第2項第2 号に規定する指 定職職員等に適 用される額
2 知事等のうち前項に掲 げる者以外の者	職員の旅費等に 関する条例第19 条の宿泊費基準 額

2 宿泊費		
区分	宿泊費基準額 (1夜につき)	
知 事、 副知 事及 び政 策統 轄監	埼玉県、東京 都、京都府	27,000円
	福岡県	25,000円
	千葉県	24,000円
	神奈川県、新潟 県	22,000円
	香川県	21,000円
	熊本県	20,000円
	北海道、岐阜 県、大阪府、広 島県	18,000円
	山梨県、兵庫 県、宮崎県、鹿 児島県	17,000円
	青森県、秋田 県、茨城県、富 山県、長野県、 愛知県、滋賀 県、奈良県、和 歌山県、高知 県、佐賀県、長 崎県、大分県、 沖縄県	15,000円
	宮城県、山形 県、栃木県、群 馬県、福井県、 岡山県、徳島 県、愛媛県	14,000円
	岩手県、石川 県、静岡県、三 重県、島根県	13,000円
福島県、鳥取 県、山口県	11,000円	
その他の知事等	職員の旅費等に 関する条例別表 に定める額	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の職員の旅費等に関する条例（以下「改正後の職員旅費条例」という。）及び第2条の規定による改正後の鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（以下「改正後の知事等旅費条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に当該旅行命令等を変更する旅行については、改正後の職員旅費条例及び改正後の知事等旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。